

特別支援教育に関する 現状・課題と検討事項

近年の特別支援教育に関する動向

平成19年（2007年） 4月 **特別支援教育の本格実施**（平成18年6月学校教育法等改正）

- ・ 障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」への転換
- ・ 小・中学校におけるLD/ADHD等の子供への支援を含めた特別支援教育の推進

平成24年（2012年） 7月 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』
（中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

平成25年（2013年） 9月 **就学制度改革**（平成25年8月学校教育法施行令改正）

- ・ 「認定就学」制度を廃止し、本人・保護者の意向を可能な限り尊重した総合的判断による就学決定の仕組みに

平成28年（2016年） 4月 「障害者差別解消法」施行

平成29年（2017年） 4月 **特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領 告示**

- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と、卒業後の自立と社会参加に向けた教育課程の充実

平成30年（2018年） 4月 **高等学校等における通級による指導の制度化**（平成28年12月学校教育法施行規則等改正）

8月 「個別の教育支援計画」の作成に関する規定（学校教育法施行規則改正）

平成31年（2019年） 2月 **特別支援学校高等部学習指導要領 告示**

令和3年（2021年） 1月 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告

8月 医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員の法令上位置づけ（学校教育法施行規則改正）

9月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行

令和4年（2022年） 3月 特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告

- ・ 特別支援教育を担う教師の専門性の向上のための養成・採用・研修等に向けた取組の方向性
①採用後概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験、②管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮 等

4月 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）

令和5年（2023年） 3月 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

- ・ 通常の学級に在籍する児童生徒への具体的な支援の在り方の方向性
①校内支援体制の充実、②通級による指導の充実、③特別支援学校のセンター的機能の強化、④インクルーシブな学校運営モデルの創設

令和6年（2024年） 4月 **改正障害者差別解消法 施行**

- ・ 事業者による合理的配慮の提供の義務化

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高(通信制除く)2.2%(R4)

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視・難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数 (R5)

約203,400人
(小:約166,600人、中:約34,400人、高:約2,400人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓ 年間35単位時間(学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間)から280単位時間までを標準

特別支援学級 (小・中)

- 小・中に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級

対象障害種

知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視・難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

児童生徒数 (R6)

約394,800人
(小:約281,200人、中:約113,600人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓ 障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

幼児児童生徒数 (R6)

約155,100人
(幼稚部:約1,100人、小学部:約53,100人、中学部:約34,300人、高等部:約66,700人)

教育課程

- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓ 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓ 障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓ 知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「個別の指導計画」の作成・活用が必要(通常の学級については努力義務)

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供



1. 小・中学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

(通常の学級)

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある子供たちの割合が増加（公立小・中では8.8%と推定）
- このうち通級による指導を受けている割合は一定程度(10.6%)にとどまっているなど、個別の支援を受けていない子供が多数存在

(通級による指導)

- 小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.6倍
- 特に発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害で通級による指導を受ける子供たちが急増

(特別支援学級)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍
- 特に知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する子供たちが増加（ただし一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が、特別支援学級に在籍しているような事例もある）
- 知的障害以外の障害種の学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
- 知的障害学級では下学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い

(就学先の決定など)

- 市区町村の教育支援委員会で、障害の程度が特別支援学校の対象となり得ると判定された子供たちのうち約3割の子供たちが小学校に就学（このうち一部は通常の学級に就学）
- 小・中学校にも医療的ケアを必要とする子供たちが多数在籍（10年間で約3倍増）

2. 高等学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

- 中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学者数が急増しており、過去10年間で3.5倍に増加
- 特別支援学校の対象となり得る障害の程度の生徒も高等学校に在籍するようになっている
- 高等学校においては通級による指導を平成30年度から制度化しているが、通級による指導を受けている生徒数は微増傾向にとどまっている

3. 特別支援学校に在籍する障害のある子供たちの現状

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍
- 中でも知的障害の子供たちが増加（10年間で2割増）
- 視覚障害や聴覚障害の子供たちは減少傾向にあり、これらの障害種の学校の小規模化・学習集団の少人数化が進行
- 重複障害のある子供たちが、引き続き一定数在籍している
- 教育課程の編成・実施については以下のような状況
 - ✓ 視覚障害者、聴覚障害者、病弱者を対象とする学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
 - ✓ 肢体不自由者を対象とする学級では、自立活動を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
 - ✓ 知的障害者を対象とする学級では、知的障害の各教科の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い



4. 現行学習指導要領のポイントと成果

(幼・小・中・高校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 個々の子供たちの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを引き続き総則に規定
- 各教科等においても、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定
- 特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中）
 - ✓ 自立活動を取り入れること
 - ✓ 実態に応じた教育課程を編成すること
- 通級による指導における特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中・高）
 - ✓ 自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用について、以下のとおり規定
 - ✓ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行う観点から、個別の教育支援計画の作成・活用に努める
 - ✓ 各教科等の指導に当たって個別の指導計画の作成・活用に努める
 - ✓ 特別支援学級に在籍する子供たちや通級による指導を受ける子供たちについては、両計画の作成・活用を義務化
- これらにより、特別支援学級や通級による指導において、個々の子供たちの実態に応じ個別の指導計画を作成・活用した自立活動の指導や各教科等の指導の取組が進められている

(特別支援学校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実、ICT機器の活用等を規定
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」等を規定
- 知的障害の各教科について、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
 - ✓ 知的障害の各教科等の目標・内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ✓ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実
 - ✓ 特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができる旨を規定
- 自立と社会参加に向けた教育の充実のため、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を規定
- これらにより、個々の子供たちの実態に応じた自立活動の指導や、各教科等の授業改善に向けた取組が進められている

5. 幼・小・中・高校等の特別支援教育に共通する課題

- 障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提として教室環境や授業づくりを進めることが「基礎的環境整備」としても重要となるが、その実現は道半ば
※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相對することによって生じるという考え方
- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮の提供について、本人・保護者と学校・設置者との建設的対話が十分に行われず、相互理解を通じた対応が講じられていないケースがあるなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じている。特に、障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能(※)の活用を含め、デジタル学習基盤の活用状況に課題が見られる
※端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある
- 各教科等の指導に際し、個々の子供たちの困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に十分に目が向けられていない状況があり、効果的な手立てが講じられていない状況もある
- 通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、通級による指導を受けている子供も含めて、障害のない子供と同一の目標・内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することに課題がある

6. 通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもって通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある
- 特別支援学校のセンター的機能を活用した助言や援助を受けることができておらず、障害の状態等に応じた適切な指導に課題を抱えている学校もある

7. 特別支援学級（小・中）に関する課題

- 特別支援学級における特別の教育課程（「当該学年の目標・内容」「下学年の目標・内容への代替」「知的障害の教科への代替」等）について、正確な理解を欠いたまま編成されている実態もある
- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる
- 交流及び共同学習として通常の学級で各教科等の指導を行っている場合に、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が講じられていない状況がある。また、障害種によっては、多くの時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる状況もある

8. 高等学校の特別支援教育に関する課題

- 全日制・定時制・通信制を問わず、また、いわゆる進学校とされる学校も含めて、あらゆる高等学校に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している現状があるとの指摘もあるが、高等学校における支援や配慮の状況が十分ではなく、個々に応じた指導の実現に課題が見られる
- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導において受けてきた指導内容や合理的配慮の提供の状況が、高等学校に十分に引き継がれていない状況も見受けられる

9. 特別支援学校に関する課題

(学校経営・授業改善)

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえた学校経営や授業づくりが特別支援学校にも求められているが、全ての教師に考え方が浸透しているかどうかについては課題がある
- 障害により生じる困難さに対応しつつ、子供たちの資質・能力を育成するための授業づくり、各教科等の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は、多くの特別支援学校において道半ばの状況
- 視覚障害や聴覚障害など小規模化・少人数化が進む障害種の学校もあり、教育活動全体の充実に課題がある学校もある
- 1人1台端末の活用頻度に格差があることや、入出力支援装置の活用が十分に浸透していないなど、デジタル学習基盤の環境を十分に活用し切れていない実態もある

(自立活動)

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けや、自立活動に係る実態把握から指導目標・内容の設定までのプロセスや考え方の浸透が不十分
- 教師主導型の自立活動の改善も課題

(知的障害の各教科)

- 知的障害の各教科においては、小・中・高の学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた対応が必要

(重複障害のある子供たちへの対応)

- 重複障害のある子供たちに対する、個々に応じた適切な指導の充実が必要

(センター的機能)

- 障害の早期発見・早期支援の更なる充実に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実等も必要

(高等部の充実)

- 高等部では、子供たちの自立と社会参加を見据え、職業教育や専門学科における教育を含め、希望する将来の実現に向けた学修機会の充実がこれまで以上に必要

(交流及び共同学習)

- 障害種によっては交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘もある。他方で、子供たちの障害の状態等や、また、特別支援学校が設置されている立地等の問題もあり、学校間交流の更なる充実に向けては課題もある

1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

(1). 育成する資質・能力の特別支援教育におけるあり方・示し方

障害のある子供たちの「深い学び」を確かなものとするために、特別支援学校学習指導要領において、

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 特別支援教育における、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

(2). 特別支援教育における指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 障害のある子供たちの教育課程において、情報活用能力の抜本的向上を図るための教育課程の改善の在り方（特に知的障害のある子供たちの教育課程における取扱いについて）
- 資質・能力の育成のために効果的かつ障害のある子供たちの学習の実態を踏まえた評価のあり方

(3). 誰一人取り残さない柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、小・中・高等学校に在籍する障害のある子供たちや特別支援学校に在籍する子供たちに対して考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方

2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

(1). 幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や学校経営・授業づくりを進めるための方策について、どう考えるか
- 合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにするための方策をどう考えるか
- デジタル学習基盤の活用について、基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにすることや、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながる活用を促すための方策について、どう考えるか。併せて、アクセシビリティ機能や入出力支援装置の確実な活用に向けた方策について、どう考えるか
- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか
- 障害種ごとに必要な配慮事項（特に、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害における指導上の配慮の在り方等）についてどう考えるか
- 学習活動を行う場合に生じる障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善に向けた方策（各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に目を向けた対応）について、どう考えるか
- 1 及び 2 の検討の方向性を踏まえ、障害のある子供たちの教育課程全体に通底する考え方・視座をどのように整理していくか

2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

(2). 特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか
- 知的障害の各教科において、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達段階等を踏まえた構造化の在り方について、どう考えるか
- 小規模化・少人数化が進む障害種の状況も踏まえた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための方策をどう考えるか
- 重複障害の子供たちへの指導や支援の充実に向けた方策についてどう考えるか
- 障害の早期発見・早期支援の更なる促進に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実に向けた方策をどう考えるか
- 高等部において、子供たちが希望する将来の実現に向けて、教科指導も含めた学修機会の充実や、特色・魅力ある教育活動の実現に向けた方策について、どう考えるか。また、時代の進展に応じた職業教育・専門教育の展開に向けて、どのような見直しが考えられるか
- 交流及び共同学習の更なる充実のため、どのような方策が考えられるか

(3). 高等学校に関する検討事項

- 特別な教育的支援を必要とする生徒が高等学校においても急増している現状を踏まえ、個々に応じた適切な指導や必要な支援の実現に向けた方策について、特別支援学校のセンター的機能の活用も含め、どう考えるか

(4). 特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実に向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実に向けた方策などをどう考えるか
- 特別支援学級において適切な指導を担保し、特別支援学級の子供たちが交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ際に、障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が担保されるための取扱いをどう考えるか
- 一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が特別支援学級に在籍している事例もあることについてどう考えるか

(5). 通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策
- 通常の学級に在籍する子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱いの見直しに向けた教育課程上の取扱いについて、具体的にどのような制度設計としていくか
 - ✓自立活動を取り入れた上で、特に必要がある場合に各教科の指導を行うことを可能とすること
 - ✓通級による指導の授業時間数・修得単位数の在り方
 - ✓各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないこと など
- 通級による指導を受けやすくするための方策や、不適切な運用を防ぐための仕組みの構築について、どのように考えていくか

(6). (1)～(5)を実現する上での環境整備に関する課題

- 各自治体・学校において、合理的配慮の提供をはじめとして、障害のある子供たちの学習機会を保障するために必要な基礎的環境整備の充実や、地域間格差の解消に向けた課題をどう考えるか